

保護者様

年 組 氏名 さん

出席停止について（通知）

お子様の病気は、学校保健安全法により、病気の悪化と他の児童生徒への感染を防ぐため、下記により出席停止を指示しますので、家庭において医師と相談のうえ、適切な処置を取られますよう通知します。

なお、この場合の欠席は欠席日数には入りません。

再登校するにあたって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。インフルエンザが治癒し、登校する時は、「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

記

1 出席停止理由 インフルエンザ2 期 間 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

【出席停止の期間の数え方】 「発症した後5日」→発症日を0日とし、翌日を1日目とする。

「解熱した後2日」→解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

----- キ リ ト リ -----

治癒報告書 *保護者の方が記入してください

佐久市立東中学校長様

年 組 番

生徒氏名

上記の者は下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	月 日まで
解熱した日	年 月 日

年 月 日

保護者氏名

保護者 様

佐久市立東中学校

インフルエンザの出席停止の期間について

学校保健安全法施行規則の改正（平成24年4月1日）により、インフルエンザの出席停止期間の改正点について県よりで指示がありました。

- 旧) 解熱後2日を経過するまで
（「発症の翌日から数えて5日間」または「2日間解熱を確認してから」のいずれか長い方）
- 新) 発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日（幼児にあつては3日）を経過するまで。**

※インフルエンザの出席停止の期間の数え方（県からの指示）

- ・『発症した後5日』は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・『解熱した後2日』は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

尚、再登校にあたって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。治癒報告書は保護者の方に記入していただくものです。